特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	個人住民税に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
西条市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名
愛媛県西条市長

公表日
令和6年12月26日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の内容	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による個人住民税の賦課又は個人住民税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であり、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【特定個人情報を取り扱う事務】 1. 個人住民税の賦課・更正・減免に関する事務 2. 住民税課税情報の照会・回答に関する事務 3. 個人住民税に関する証明書の発行に関する事務 4. 地方税法に基づく調査に関する事務 5. その他上記事務に関連する事務 【情報連携】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 納税者管理 課税権のある住民に関する情報を管理する。 2. 当初資料管理 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 3. 課税情報管理 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 4. 期割情報管理 個人市県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 5. 扶養情報管理 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 6. 通知書発行 納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。 7. 課税・非課税・所得証明書発行 課税・非課税・所得証明書を発行する。 8. 他団体への通知 他団体あてに地方税法294条第3項通知や税務署連絡せん等の通知書を発行する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	1. 消込処理 納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込の処理を行う。 2. 収納状況照会 各賦課データ毎の納付状況の照会を行う。 3. 還付充当処理 納付による過誤納が発生した場合にその還付、充当の処理をする。 4. 納税証明書発行 納付状況に基づき納税証明書等の証明書を発行する。 5. 再発行納付書発行 窓口での支払いのため、再発行納付書を発行する。 6. 決算処理 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 滞納整理システム　　）
システム3	
①システムの名称	申告受付システム
②システムの機能	1. 当初資料管理 確定申告の受け付けに伴い、確定申告書や住民税申告書等の当初賦課資料の管理を行う。 2. 扶養情報管理 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム4	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	1. 収納状況照会 宛名･調定･納付･還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、納付書･滞納明細などを発行する。 2. 催告書の発行 催告書を作成する。 3. 財産管理 実態調査や財産調査などの照会書を発行し、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録･修正･削除を行う。 4. 滞納処分 差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予･換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録･修正･取消･削除し、滞納処分調書を発行する。 5. 分納計画 分割納付情報を登録･修正･削除し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 6. 執行停止･不納欠損 執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　(収納消込システム　)

システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁から一般社団法人地方税電子化協議会を経由して各地方公共団体へ送信する。受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送等行う。 1. 確定申告データ(e－TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 2. 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 3. 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 4. 団体間回送機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　(　)

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	地方税における電子申告、電子申請・届出に係るデータを、一般社団法人地方税電子化協議会からeLT AXを通じて各地方公共団体へ送信する。受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード等を 行う。 1. 給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 2. 特別徴収税額通知データの送信機能 3. 申告データ審査・照会機能 4. 申請・届出データ審査・照会機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム7	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 団体内の統合宛名番号付番及び管理 各業務システムで保有する宛名番号を集約し、団体内統合宛名番号を付番する。各業務システムが保有する個人番号・宛名番号・団体内統合宛名番号を紐付し、格納・管理する。 2. 中間サーバーとの情報連携 団体内統合宛名番号を中間サーバーに連携し、情報連携に必要な符号取得を依頼する。また、符号取得状況についてオンラインで確認する。 特定個人情報を中間サーバに連携する。 3. 特定個人情報の照会 他団体への特定個人情報について、システム間連携によるデータ変換またはオンライン画面により照会を行う。 4. 特定個人情報の更新 各業務システムの特定個人情報について、更新された情報を変換し、中間サーバーへ更新を行う。または、オンライン画面から更新情報を入力し、中間サーバーへデータ連携を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー、滞納整理システム　）

システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※1）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等　[ ] 税務システム [○] その他　（ 団体内統合宛名システム ）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名

市県民税ファイル/納税管理人ファイル/収納消込ファイル/宛名管理ファイル/確定申告支援ファイル/eLTAXファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条（利用範囲）第1項別表の24の項 ・西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月21日条例第32号）第4条別表第2の1の項 ・西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月21日規則第36号）第5条第2号

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ○情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西条市役所財務部課税課、徴収課
②所属長の役職名	課税課長、徴収課長
7. 他の評価実施機関	
―	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
市県民税ファイル/納税管理人ファイル/収納消込ファイル/宛名管理ファイル/確定申告支援ファイル/eLTAXファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		賦課期日（1月1日）時点で課税権のある住民及び課税権のない住民
	その必要性	市県民税の賦課徴収に係る事務を行う上で、市民の正確な世帯構成、所得状況等を把握するため
④記録される項目		[　　100項目以上　　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	○個人番号：個人を正確に特定するため ○その他識別情報：庁内システム内で個人を正確に特定するため ○4情報：個人特定時の真正性を確認するため ○その他住民票関係情報：課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため ○国税関係情報：申告区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため ○地方税関係情報：所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため ○年金関係情報：年金からの特別徴収税額を決定するため
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		財務部　課税課、徴収課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [○] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い、適正な課税額を算出するため
④使用の主体	使用部署	財務部課税課、徴収課、西部支所総務管理課、サービスセンター（丹原、小松）
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		1. 各種申告書等受付 給与支払報告書、年金等支払報告書、確定申告書等から、住民等の所得額や控除額を把握する 住基情報から申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する 生活保護・障害者福祉関係情報から非課税者や控除額を把握する 2. 住民税賦課・通知 収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する 3. 給与所得者異動管理 特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う 4. 証明書発行 住民等の申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書等を発行する 5. 年金特別徴収対象者異動管理 住基情報から年金特別徴収対象者の異動を把握し、特別徴収の開始、中止等を決定する
	情報の突合	1. 住基情報と申告情報、生活保護・障害者福祉関係情報を突合する 2. 住基情報と申告情報を突合し、所得額、控除額を確認する
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 3 ） 件
委託事項1		システムの運用・保守、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		システムの運用・保守、法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社RKKCS
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務契約書に規定する手続きにより、委託先からの再委託承諾書を審査のうえ、再委託の許諾を行う。
	⑥再委託事項	業務システム運用支援
委託事項2～5		
委託事項2		国税連携及びeLTAXシステムの運用保守業務
①委託内容		通常のシステム稼働時における障害対応やレベルアップ作業の実施
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社インテック
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務契約書に規定する手続きにより、委託先からの再委託承諾書を審査のうえ、再委託の許諾を行う。
	⑥再委託事項	地方税電子申告審査サービス
委託事項3		課税資料のデータ化代行
①委託内容		課税資料のデータ化
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社愛媛電算
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業務契約書に規定する手続きにより、委託先からの再委託承諾書を審査のうえ、再委託の許諾を行う。
	⑥再委託事項	課税資料のデータ化
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 65 ）件 [○] 移転を行っている （ 20 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	年金支払者
①法令上の根拠	地方税法第321条の7の２
②提供先における用途	年金特徴回付情報に個人番号が付与されるため、その個人番号を使用して個人特定を行う。
③提供する情報	年金特別徴収情報（依頼情報・天引結果情報・中止情報）
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収の候補者として送られてきた対象者全件
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ eLTAX ）
⑦時期・頻度	毎月1回及び定期
提供先2～5	
提供先2	税務署
①法令上の根拠	地方税法317条
②提供先における用途	扶養是正等が発生した際に作成する税務署連絡せんに記載された個人番号をもとに個人特定を行う。
③提供する情報	税務署連絡せん
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 （ 国税連携 ）
⑦時期・頻度	随時

提供先3	給与支払者
①法令上の根拠	地方税法第321条の4
②提供先における用途	特徴税額通知書に記載された個人番号をもとに個人特定を行う。
③提供する情報	特徴税額通知書
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特徴対象者
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[○] 紙 [○] その他　（ eLTAX　）
⑦時期・頻度	年次（4月 or 5月）、毎月1回（随時）
提供先4	から提供先65まで、番号法別表第二に規定する情報照会者、別紙1を参照
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	別紙1を参照
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

提供先5	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第97の項、法別表第二主務省令第49条
②提供先における用途	都道府県等は、都道府県知事等が入院の勧告・措置を実施した場合において、患者等から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける医療に要する費用を負担することとなっており、その申請の審査等の手続。
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
提供先6～10	
提供先6	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第114の項、法別表第二主務省令第59条
②提供先における用途	職業訓練受講給付金の支給
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

提供先7	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条　別表第二第8の項、法別表第二主務省令第7条
②提供先における用途	里親の認定申請に係る事実についての審査
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
提供先8	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条　別表第二第15の項
②提供先における用途	負担能力の認定及び費用の徴収 保育料の決定 児童福祉法による療育の給付決定 児童福祉法による医療の給付等の決定 助産施設における助産の実施の決定
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第16の項、法別表第二主務省令第12条
②提供先における用途	児童福祉法による医療の給付に係る同法第56条第5項に基づく支払命令
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
提供先10	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第57の項、法別表第二主務省令第31条
②提供先における用途	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査 児童扶養手当の手当額改定請求係る事実についての審査 児童扶養手当の届出に係る事実についての審査
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

提供先11～15	
提供先11	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第63の項、法別表第二主務省令第34条
②提供先における用途	母子及び寡婦福祉法による資金の貸付（特例児童扶養資金に限る。）に対する償還未済額の償還免除申請に係る事実についての審査 母子及び寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
提供先12	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第64の項、法別表第二主務省令第35条
②提供先における用途	母子家庭等及び寡婦日常生活支援事業の利用料の決定
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

提供先13	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第65の項、法別表第二主務省令第36条
②提供先における用途	母子及び寡婦福祉法施行令29条に規定する自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） 母子及び寡婦福祉法施行令30条に規定する高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） 母子及び寡婦福祉法施行令30条の2に規定する高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る事実についての審査（支給決定） 母子及び寡婦福祉法施行令30条に規定する高等職業訓練促進給付金の支給額の算定 母子及び寡婦福祉法施行令30条の2に規定する高等職業訓練修了支援給付金の支給額の算定
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第70の項、法別表第二主務省令第39条
②提供先における用途	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給の決定
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

提供先15	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第74の項、法別表第二主務省令第40条
②提供先における用途	○認定の請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認） ○認定の請求に係る事実の審査（所得の確認） ○現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認） ○現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第26の項、法別表第二主務省令第19条
②提供先における用途	要保護者及び被保護者であった者の資産、収入等に関する調査
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

提供先17	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第87の項、法別表第二主務省令第44条
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の申請及び決定又は実施、支援給付に要する費用の返還又は徴収に係る事実の審査
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
提供先18	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第8の項、法別表第二主務省令第7条
②提供先における用途	障害児入所給付費の支給決定 高額障害児入所給付費の支給 特定入所障害児食費等給付費の支給
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第10の項、法別表第二主務省令第9条
②提供先における用途	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 高額障害児通所給付費の支給決定
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
提供先20	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第１９条　別表第二第23の項、法別表第二主務省令第16条
②提供先における用途	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	

移転先1	申告受付システム
①法令上の根拠	所得税法120条、地方税法317条の2、第317条の3の2、、第317条の3の3、第317条の6
②移転先における用途	確定申告の受け付けに伴い、給与支払報告書、年金報告書の当初資料が必要となるため。 確定申告の受け付けに伴い、扶養関係の情報が必要となるため。 確定申告の受け付けに伴い、前年度の課税情報を参照するため。
③移転する情報	住民税課税台帳の所得や控除の情報、給与支払報告書、年金支払報告書、扶養関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	確定申告受付者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	介護保険システム
①法令上の根拠	介護保険法施行令第38条 介護保険法施行令第29条の2 介護保険法施行令第22条の3 介護保険法施行規則第83条の5
②移転先における用途	保険料賦課の算定のため 高額介護サービス費の算定のため 高額医療合算介護サービス費の算定のため 特定入所者介護サービス費の算定のため
③移転する情報	市町村民税世帯課税状況、合計所得金額、公的年金等収入金額
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先3	公営住宅システム
①法令上の根拠	公営住宅法　第三十四条
②移転先における用途	公営住宅の入居者の収入の状況等の確認及び家賃の決定
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある入居者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先4	国民健康保険税システム
①法令上の根拠	国民健康保険法　第七十六条
②移転先における用途	住民税課税台帳の所得や控除の情報をもとに算定を行うため
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先5	保育料システム（子ども・子育て支援システム）
①法令上の根拠	児童福祉法　第五十六条
②移転先における用途	保育料の決定
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	認定申請時点の情報（変更があればその都度）
移転先6～10	
移転先6	滞納支援システム
①法令上の根拠	国税徴収法第１４１条および１４２条
②移転先における用途	照会を受けた他市区町村に納付者の状況を回答する。
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先7	就学援助システム
①法令上の根拠	学校安全保険法　第二十四条
②移転先における用途	同居者の収入の状況等の確認及び援助の認定
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者及びその同居者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	随時
移転先8	国民年金システム
①法令上の根拠	国民年金法 第九十条
②移転先における用途	国民年金納付免除申請における免除判定の試算
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　1万人以上10万人未満　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	随時

移転先9	児童手当システム
①法令上の根拠	児童手当法　5条
②移転先における用途	認定の請求に係る事実の審査（所得の確認） 現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）
③移転する情報	受給資格者及び配偶者の前年（前々年）所得の情報、受給資格者の前年所得の情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先10	障害福祉サービスシステム
①法令上の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条、第21条、第22条、第29条、第30条、34条、第35条、第70条、第71条、第76条の２
②移転先における用途	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 高額障害福祉サービス等の給付費の支給
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先11～15	
移転先11	自立支援医療システム
①法令上の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条、第56条、第58条
②移転先における用途	自立支援医療費の支給認定 自立支援医療費の支給認定の変更 自立支援医療費の支給
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先12	老人施設入所システム
①法令上の根拠	老人福祉法第10条の4、第11条、第28条、第36条
②移転先における用途	福祉の措置 措置に要する費用の徴収 措置に関する調査の嘱託及び報告の請求に関する事務
③移転する情報	市町村民税世帯課税情報、合計所得金額、公的年金等収入金額
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先13	障害児支援システム
①法令上の根拠	児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の4、第21の5の5、第21条の5の7、第21条の5の12
②移転先における用途	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定 高額障害児通所給付費の支給決定
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先14	児童扶養手当システム
①法令上の根拠	児童扶養手当法6条、第8条1項、第8条3項、第28条1項
②移転先における用途	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（所得の確認） 児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査（所得の確認） 児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（所得の確認）
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先15	特別児童扶養手当システム
①法令上の根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条、5～11条、第35条
②移転先における用途	特別障害者手当の認定 特別障害者手当所得状況届の内容確認
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先16～20	
移転先16	補装具システム
①法令上の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条
②移転先における用途	補装具費の支給
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先17	日常生活用具システム
①法令上の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の6
②移転先における用途	日常生活用具費の支給
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先18	福祉手当システム
①法令上の根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条、第20条～第23条、第26の2、第26条の4、第26条の5、第35条
②移転先における用途	障害児福祉手当の認定 障害児福祉手当所得状況届の内容の審査 特別障害者手当の認定 特別障害者手当所得状況届の内容の審査 福祉手当所得状況届の内容の審査
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時

移転先19	年金生活者支援給付金システム
①法令上の根拠	年金生活者支援給付金の支給に関する法律第1条
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給額の算定のため
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先20	国民健康保険システム
①法令上の根拠	国民健康保険法　第四十二条
②移転先における用途	住民税課税台帳の所得や控除の情報をもとに一部負担金の割合を求めるため
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	○セキュリティ管理区域として入退室管理を行っている建物のうち、さらにセキュリティロックドアを設置した区域（サーバルーム）内に保管 ○サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

1．当初資料ファイル

・給与支払報告書

・宛名番号　・年度分　・算定団体コード　・バッチ連番　・処理コード　・資料番号
・合算区分　・申告区分　・徴収区分　・指定番号　・整理番号　・受給者番号　・パンチ氏名カナ
・パンチ生年月日　・専給区分　・給与収入一般　・給与収入専従　・給与特定控除
・給与所得　・所得控除合計　・源泉徴収税額　・源泉徴収税額内未納　・源泉徴収税額計算値
・控除対象配偶者あり　・控除対象配偶者あり（老人）　・配偶者特別控除　・扶養_特定
・扶養_同居老親　・扶養_老人合計　・扶養_一般　・扶養_障害（特別同居）　・扶養_障害（特別合計）
・扶養_障害（その他）　・控除_小規模企業共済等掛金　・控除_社会保険料　・控除_生命保険料
・控除_損害保険料　・控除_住宅取得特別　・定率控除額　・前職分給与　・配偶者所得
・生命保険_個人年金支払額　・損害保険_長期支払額　・本人_夫あり　・本人_未成年
・乙欄区分　・本人_特別障害　・本人_その他障害　・本人_老年者　・本人_寡婦　・本人_寡夫
・本人_ひとり親　・本人_勤労学生　・死亡退職　・災害者　・外国人　・就退職区分　・就退職年月日
・算入強制区分　・強制親区分　・警告エラー無視サイン　・併徴先判定区分　・エラー区分
・エラー内容　・作成日　・更新日　・更新時間　・更新職員個人番号　・更新端末番号
・国民年金保険料等　・転送区分　・転送先コード　・転送日　・年調区分　・住宅取得等特別控除可能額
・住宅居住開始年月日１　・住宅居住開始年月日２　・住宅借入金等年末残高１　・住宅借入金等年末残高２
・住宅借入区分１　・住宅借入区分２　・住宅借入区分３　・エラー詳細コード　・年少扶養人数
・生命保険_支払額　・新生命保険_支払額　・新生命保険_個人年金支払額　・生命保険_介護医療支払額
・摘要欄　・給与_所得金額調整控除額　・控除_基礎　・資料に記載された個人番号
・所得税　定額減税額（入力値）　・所得税　定額減税不足額（入力値）　・所得税　定額減税額（計算値）
・所得税　定額減税不足額（計算値）・所得税　定額減税対象人数

・年金支払報告書

・宛名番号　・年度分　・算定団体コード　・バッチ連番　・処理コード　・資料番号
・合算区分　・入力区分　・徴収区分　・指定番号　・パンチ生年月日　・パンチ氏名カナ
・年金収入　・年金所得　・源泉徴収税額　・源泉徴収税額内未納　・源泉徴収税額計算値　・定率控除額
・配偶者所得　・配偶者特別控除　・控除対象配偶者あり　・控除対象配偶者あり（老人）　・本人_特別障害
・本人_その他障害　・本人_老年者　・本人_寡婦　・本人_寡夫　・本人_ひとり親　・本人_勤労学生
・扶養_特定　・扶養_同居老親　・扶養_老人合計　・扶養_一般　・扶養_障害（特別同居）
・扶養_障害（特別合計）　・扶養_障害（その他）　・控除_社会保険料　・算入強制区分　・強制親区分
・本人_夫あり　・警告エラー無視サイン　・エラー区分　・エラー内容　・作成日　・更新日　・更新時間
・更新職員個人番号　・更新端末番号　・転送区分　・転送先コード　・転送日　・年調区分
・エラー詳細コード　・年少扶養人数　・資料に記載された個人番号
・所得税　定額減税額（入力値）　・所得税　定額減税不足額（入力値）　・所得税　定額減税額（計算値）
・所得税　定額減税不足額（計算値）・所得税　定額減税対象人数　・摘要欄

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

1．当初資料ファイル

・確定申告書、住民税申告書

・宛名番号　・年度分　・算定団体コード　・バッチ連番　・処理コード　・資料番号　・合算区分　・申告区分　・徴収区分
・指定番号　・整理番号　・受給者番号　・パンチ生年月日　・パンチ氏名カナ　・納税者番号　・務署連絡区分
・警告エラー無視サイン　・強制課税区分　・手入力区分　・所得_営業等　・所得_営業（営業等内訳）
・所得_他事（営業等内訳）　・所得_漁業（営業等内訳）　・所得_農業　・所得_肉用牛（免税・免外計）
・所得_肉用牛（免外売却価格）　・所得_不動産　・所得_利子　・所得_配当（配当控除適用分）
・所得_配当（配当控除適用無分　）　・所得_配当（少額）　・所得_給与　・所得_公的年金　・所得_雑　・内）所得_その他雑
・内）所得_業務雑　・所得_譲渡一時　・所得_一時（2分の1前）　・所得_総合短期　・所得_総合譲渡長期（2分の1前）
・所得_退職　・所得_分離山林　・所得 _分離事業雑　・所得_分離短期　・所得_分離短期軽減　・所得_分離長期（一般）
・所得_分離長期（優良）　・所得_分離長期（居住）　・所得_分離上場株式　・所得_分離未公開株式　・所得_分離先物取引
・合計所得金額　・総所得金額　・総所得金額等　・純損失の金額　・雑損失の金額　・先物取引繰越控除
・専従者控除_配偶者　・専従者控除_その他　・平均課税（前々年変動所得）　・平均課税（前年の変動所得）
・平均課税（変動所得）　・平均課税（臨時所得）　・特別控除_一時　・特別控除_総合譲渡　・特別控除_短期
・特別控除_短期軽減　・特別控除_長期（一般）　・特別控除_長期（優良）　・特別控除_長期（居住）　・特別控除_山林
・特別控除_上場株式　・特別控除_未公開株式　・給与収入（一般）　・給与収入（専従）　・給与（特定控除）
・給与_所得金額調整控除適用区分　・給与_所得金額調整控除額　・公的年金収入　・本人_特別障害　・本人_その他障害
・本人_老年者　・本人_寡婦　・本人_寡夫　・本人_ひとり親　・本人_勤労学生　・本人_未成年　・本人_夫あり
・控除対象配偶者あり　・控除対象配偶者あり（老人）　・配偶者所得　・扶養_一般　・扶養_特定　・扶養_老人同居
・扶養_老人合計・扶養_障害（特別同居）　・扶養_障害（特別合計）　・扶養_障害（その他）　・青色申告区分　・専従者_配偶者
・専従者_その他　・非課税所得区分1　・非課税所得金額1　・控除_雑損　・控除_医療費　・控除_社会保険料
・控除_小規模企業共済等掛金　・控除_生命保険料　・控除_損害保険料　・控除_寄附金　・控除_配偶者特別　・控除_配偶者
・控除_本人　・控除_扶養　・控除_障害（扶養控除内数）　・控除_基礎　・生命保険_支払額　・生命保険_個人年金支払額
・損害保険_地震支払額　・損害保険_長期支払額　・所得控除_合計　・退職_退職収入（現年課税分）
・退職_所得税用退職所得　・退職_勤続年数　・退職_障害区分　・所得税_控除_損害保険料　・所得税_控除_生命保険料
・所得税_控除_配偶者特別　・所得税_控除_寄附金　・所得税_合計所得　・所得税_所得控除計　・所得税_その他税額控除
・所得税_所得税額　・計算値_合計所得金額　・計算値_控除額合計　・計算値_配当控除　・計算値_特別減税額
・計算値_所得税額　・収入_営業等　・収入_営業（営業等内数）　・収入_漁業（営業等内数）　・収入_他事（営業等内数）
・収入_農業　・収入_肉用牛　・収入_不動産　・収入_利子　・収入_配当（配当控除適用分）　・収入_配当（配当控除適用無分）
・収入_配当（少額配当分）　・収入_雑　・内）収入_その他雑　・内）収入_業務雑　・収入_一時　・収入_総合譲渡短期
・収入_総合譲渡長期　・収入_分離事業・雑　・収入_分離短期　・収入_分離短期軽減　・収入_分離長期（一般）
・収入_分離長期（優良）　・収入_分離長期（居住）　・収入_分離山林　・収入_分離上場株式　・収入_分離未公開株式
・収入_分離先物取引　・特例摘要条文長期　・特例摘要条文短期　・特例摘要条文予備　・エラー区分　・エラー内容　・作成日
・更新日　・更新時間　・更新職員個人番号　・更新端末番号　・配当割額　・株式譲渡繰越損失　・併徴先判定区分
・転送区分　・転送先コード　・転送日　・所得_長期（居住特例）　・長期（居住特例）の繰越損失　・収入_配当（私募証券）
・収入_配当（一般外貨建）　・所得_配当（私募証券）　・所得_配当（一般外貨建等証券）　・所得税_外国税額控除
・所得税_住宅ローン控除　・住宅取得等特別控除　・翌年申告作成区分　・住宅取得等特別控除計算値
・住宅取得等特別控除可能額　　・税源移譲減額計算値　・発送区分　・調査コード　・金額予備８　・金額予備９
・金額予備１０　・譲渡割額　・寄附金（市区町村、都道府県分【特例控除対象】）
・寄附金（共同募金・日赤支部、市区町村、都道府県分【特例控除対象外】）　・寄附金（市条例指定）
・寄附金（都道府県条例指定）　・所得_分離上場配当　・収入_分離上場配当　・住宅取得等可能額（Ｈ２１～）
・算入強制区分　・強制親区分　・国税連携区分　・還付申告区分　・エラー詳細コード　・扶養_年少　・特定寄附金
・震災関連寄附金(限度額80%の分)　・特定震災指定寄附金(税額控除適用分)　・認定NPO寄附金(税額控除適用分)
・寄附金控除(税額控除)　・退職_特定役員区分　・金額予備項目12　・金額予備項目13　・金額予備項目14
・金額予備項目15　・申告日時　・新生命保険_支払額　・新生命保険_個人年金支払額　・生命保険_介護医療支払額
・資料に記載された個人番号　・配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分　・内）国外居住人数　・金額予備項目21
・金額予備項目22　・所得税　定額減税額（入力値）　・所得税　定額減税不足額（入力値）　・所得税　定額減税額（計算値）
・所得税　定額減税不足額（計算値）　・所得税　定額減税対象人数　・金額予備項目28　・金額予備項目29
・金額予備項目30

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル
・扶養関係
・宛名番号　・年度分　・扶養者宛名番号　・扶養関係コード　・履歴連番　・作成日　・更新日
・更新時間　・更新職員個人番号　・更新端末番号　・照会区分　・被扶養者宛名番号

2. 障害者ファイル
・賦課期日情報
・宛名番号　・年度　・算定団体コード　・履歴連番　・氏名カナ　・氏名漢字　・生年月日
・性別　・町名　・番地　・方書　・地区コード　・行政区コード　・班コード　・世帯番号　・世帯主かな
・世帯主氏名漢字　・記載順位　・続柄名　・続柄区分　・続柄コード1　・続柄コード2　・続柄コード3
・続柄コード4　・現存区分　・人格区分　・住民となる判定日　・住民となる事由　・住民でなくなる日
・住民でなくなる事由　・転出確定区分　・配偶者宛名番号　・生活保護区分　・障害者区分1
・障害者区分2　・障害者区分3　・国保資格　・介護保険資格　・国民年金資格　・国民年金記号
・国民年金番号　・後期高齢資格　・各種情報2　・各種情報3　・各種情報4
・申告書作成区分　・前年申告区分　・前年徴収区分　・本人_老年者　・本人_未成年　・作成日
・更新日　・更新時間　・更新職員個人番号　・更新端末番号　・郵便番号　・郵便番号BC
・住登外課税区分　・市町村コード　・申告発送日　・生保開始日　・生保終了日　・詳細コード
・発送管理1　・発送管理2　・発送管理3　・発送管理4　・発送管理5　・発送管理6　・発送管理7

3. 生活保護ファイル
・賦課期日情報
・宛名番号　・年度　・算定団体コード　・履歴連番　・氏名カナ　・氏名漢字　・生年月日
・性別　・町名　・番地　・方書　・地区コード　・行政区コード　・班コード　・世帯番号　・世帯主かな
・世帯主氏名漢字　・記載順位　・続柄名　・続柄区分
・続柄コード1　・続柄コード2　・続柄コード3　・続柄コード4
・現存区分　・人格区分　・住民となる判定日　・住民となる事由　・住民でなくなる日　・住民でなくなる事由
・転出確定区分　・配偶者宛名番号　・生活保護区分　・障害者区分1　・障害者区分2　・障害者区分3
・国保資格　・介護保険資格　・国民年金資格　・国民年金記号　・国民年金番号　・後期高齢資格
・各種情報2　・各種情報3　・各種情報4　・申告書作成区分　・前年申告区分　・前年徴収区分
・本人_老年者　・本人_未成年　・作成日　・更新日　・更新時間　・更新職員個人番号　・更新端末番号
・郵便番号　・郵便番号BC　・住登外課税区分　・市町村コード　・申告発送日　・生保開始日　・生保終了日
・詳細コード　・発送管理1　・発送管理2　・発送管理3　・発送管理4　・発送管理5　・発送管理6　・発送管理7

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

4．年金特徴ファイル

・年金特徴対象者情報

・捕捉年度　・宛名番号　・データ区分　・履歴番号　・レコード区分　・市町村コード　・特別徴収義務者コード
・通知内容コード　・予備1　・特別徴収制度コード　・作成年月日　・年金保険者用整理番号1　・年金コード
・予備2　・生年月日　・性別　・氏名カナ　・氏名漢字　・郵便番号　・住所カナ　・住所漢字　・各種区分コード
・処理結果コード　・予備3　・各種年月日　・各種金額1　・各種金額2　・各種金額3　・予備4
・年金保険者用整理番号2　・特徴開始月　・特徴開始期別　・特徴依頼日　・突合結果コード　・突合区分
・特徴状態　・レコード番号　・システム作成日　・更新日　・更新時間　・更新職員個人番号　・更新端末番号
・年金特徴受理情報（天引結果、中止結果）　・捕捉年度　・依頼周期　・依頼年月日　・ファイル名
・レコード区分　・市町村コード　・特別徴収義務者コード　・通知内容コード　・予備1　・特別徴収制度コード
・作成年月日　・年金保険者用整理番号1　・年金コード　・予備2　・生年月日　・性別
・氏名カナ　・氏名漢字　・郵便番号　・住所（カナ）　・住所（漢字）　・各種区分コード　・処理結果コード　・予備3
・各種年月日　・各種金額欄（金額1）　・各種金額欄（金額2）　・各種金額欄（金額3）　・予備4
・年金保険者用整理番号2　・レコード番号　・システム作成日　・更新日　・更新時間
・職員個人番号　・端末番号　・個人番号

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

5. 課税台帳ファイル

・課税情報

・宛名番号 ・年度分 ・算定団体コード ・履歴連番 ・処理日 ・異動日 ・異動事由 ・異動事由補足 ・申告区分
・徴収区分 ・指定番号 ・整理番号 ・受給者番号 ・納税者番号 ・税務署連絡区分 ・警告エラー無視サイン
・強制課税区分 ・手入力区分 ・前住地課税区分 ・賦課所在地コード ・所得_営業等 ・所得_営業(営業等内訳)
・所得_他事(営業等内訳) ・所得_漁業(営業等内訳) ・所得_農業 ・所得_肉用牛 ・肉用牛売却価格 ・所得_不動産
・所得_利子 ・所得_株式配当 ・所得_配当控除無分 ・所得_配当(少額) ・所得_給与 ・所得_公的年金 ・所得_雑
・内)所得_その他雑 ・内)所得_業務雑 ・所得_譲渡一時 ・所得_一時(2分の1前) ・所得_総合短期 ・所得_総合譲渡長期
・所得_分離山林・所得_退職 ・所得_分離事業雑 ・所得_分離短期 ・所得_分離短期軽減 ・所得_分離長期一般
・所得_分離長期優良 ・所得_分離長期居住 ・所得_分離上場株式 ・所得_分離未公開株式 ・所得_分離先物取引
・所得_特控後_山林 ・所得_特控後_短期 ・所得_特控後_短期軽減 ・所得_特控後_長期一般 ・所得_特控後_長期優良
・所得_特控後_長期居住 ・所得_特控後_上場株式 ・所得_特控後_未公開株式 ・合計所得金額
・総所得金額・総所得金額等 ・純損失 ・雑損失 ・先物取引繰越控除 ・専従者控除_配偶者 ・専従者控除_その他
・前々年の変動所得 ・前年の変動所得 ・変動所得 ・臨時所得 ・特別控除_一時 ・前々年の変動所得
・特別控除_総合譲渡 ・特別控除_短期 ・特別控除_短期軽減 ・特別控除_長期一般 ・特別控除_長期優良
・特別控除_長期居住 ・特別控除_山林 ・特別控除_上場株式 ・特別控除_未公開株式 ・給与収入(一般)
・給与(特定控除) ・給与_所得金額調整控除適用区分 ・給与_所得金額調整控除額 ・公的年金収入 ・本人_特別障害
・本人_他障害 ・本人_老年者 ・本人_寡婦 ・本人_寡夫 ・本人_ひとり親 ・本人_勤労学生 ・本人_未成年 ・本人_夫あり
・控対配あり ・控対配老人 ・配偶者所得 ・扶養_一般 ・扶養_特定 ・扶養_老人同居 ・扶養_老人合計
・扶養_障害(特別同居) ・扶養_障害(特別合計) ・扶養_障害(その他) ・青色申告区分 ・専従者_配偶者 ・専従者_その他
・非課税所得区分1 ・非課税所得金額1 ・控除_雑損 ・控除_医療費 ・控除_社会保険料 ・控除_小規模 ・控除_生保
・控除_損保 ・控除_寄付金 ・控除_配偶者特別 ・控除_配偶者 ・控除_本人 ・控除_扶養 ・控除_扶養障害 ・控除_基礎
・生命保険_支払額 ・生命保険_個人年金 ・損害保険_地震 ・損害保険_旧長期 ・所得控除_合計 ・退職_退職収入
・退職_所得税用退職 ・退職_勤続年数 ・退職_障害区分 ・所得税_控除_損保 ・所得税_控除_生保
・所得税_控除_配偶者特別 ・所得税_控除_寄付金 ・所得税_合計所得 ・所得税_所得控除計 ・所得税_その他税額控除
・所得税_所得税額 ・計算値_合計所得金額 ・計算値_控除額合計 ・計算値_配当控除 ・計算値_特別減税額
・計算値_所得税額 ・保育用所得税額 ・課標_総合 ・課標_総合(実計) ・課標_肉用牛 ・課標_山林 ・課標_退職
・課標_事業雑 ・課標_短期 ・課標額_短期軽減 ・課標_長期優良 ・課標_長期居住 ・課標_上場株式 ・課標_未公開株式
・課標_先物取引 ・課標_合計 ・市_総合 ・市_肉用牛 ・市_山林 ・市_退職 ・市_事業雑 ・市_短期 ・市_短期軽減
・市_長期一般 ・市_長期優良 ・市_長期居住 ・市_上場株式 ・市_未公開株式 ・市_先物取引 ・市_合計 ・市_配当控除
・市_外国税額控除 ・市_調整額 ・市_定率控除額 ・市_端数 ・市_定額減税後_所得割 ・市_減免額(所得割)
・市_均等割 ・市_減免額(均等割) ・県_総合 ・県_肉用牛 ・県_山林 ・県_退職 ・県_事業雑 ・県_短期 ・県_期軽減
・県_長期一般 ・県_長期優良 ・県_長期居住 ・県_上場株式 ・県_未公開株式 ・県_先物取引 ・県_合計 ・県_配当控除
・県_外国税額控除 ・県_調整額 ・県_定率控除額 ・県_端数 ・県_定額減税後_所得割 ・県_減免額(所得割) ・県_均等割
・県_減免額(均等割) ・差引住民税額 ・森林環境税額 ・森林環境税__免除額 ・森林環境税__免除年月
・森林環境税__免除事由 ・収入_営業等 ・収入_営業(営業等内数) ・収入_漁業(営業等内数) ・収入_他事(営業等内数)
・収入_農業 ・収入_肉用牛 ・収入_不動産 ・収入_利子 ・収入_株式配当 ・収入_配当(控除無分)
・収入_配当(少額配当分) ・収入_雑 ・内)収入_その他雑 ・内)収入_業務雑 ・収入_一時 ・収入_総合譲渡短期
・収入_総合譲渡長期 ・収入_分離事業雑 ・収入_分離短期 ・収入_分離短期軽減 ・収入_分離長期一般
・収入_分離長期優良 ・収入_分離長期居住 ・収入_分離山林 ・収入_分離上場株式 ・収入_分離未公開株式
・収入_先物取引 ・損益_経常所得 ・損益_分離短期 ・損益_分離短期軽減 ・損益_総合譲渡短期 ・損益_分離長期一般
・損益_分離長期優良 ・損益_分離長期居住 ・損益_譲渡一時 ・損益_分離山林 ・損益_退職 ・国保_推定所得
・国保_繰越損失 ・国保_繰越損失軽減用 ・特例適用条文長期 ・特例適用条文短期 ・特例適用条文予備 ・配当割額
・配当譲渡割の控除額(市町村) ・配当譲渡割の控除額(県) ・決裁区分 ・併徴元区分 ・転送区分 ・株式譲渡繰越損失
・強制親区分 ・システム作成日 ・更新日 ・更新時間 ・更新職員個人番号 ・更新端末番号 ・市_老年者経過
・県_老年者経過 ・市_配当譲渡割控除不足額 ・県_配当譲渡割控除不足額 ・市_調整控除額 ・県_調整控除額
・所得_分離長期居住特例 ・長期居住特例繰越損失 ・収入_配当(私募) ・収入_配当(一般外貨) ・所得_配当(私募)
・所得_配当(一般外貨) ・強制発送区分 ・所得税_外国税額控除 ・所得税_住宅ローン控除 ・資料番号
・住宅取得等控除__入力値 ・市_税源移譲_入力値 ・市_住宅取得税額控除 ・県_住宅取得控除 ・市_税源移税税額控除
・県_税源移譲税額控除 ・翌年申告作成区分 ・住宅取得等特別控除__計算値 ・住宅取得等可能額
・県_税源移譲_入力値 ・発送区分 ・調査コード ・上場配当繰越損失 ・住宅用課税標準額 ・住宅用所得税額 ・譲渡割額
・寄附金(市区町村、都道府県分【特例控除対象】)
・寄附金(共同募金・日赤支部、市区町村、都道府県分【特例控除対象外】)
・寄附金(市区町村条例指定) ・寄附金(都道府県条例指定) ・市_寄附金 ・県_寄附金 ・所得_分離上場配当
・収入_分離上場配当 ・課標_上場配当 ・市_上場配当 ・県_上場配当 ・住宅借入金等可能額(H21～) ・還付申告区分
・翌年度用給与支払額 ・翌年度用社保 ・還付加算起算日 ・減免区分 ・普徴減免開始月 ・特徴減免開始月 ・減免率
・国外所得総額 ・外国所得税額 ・扶養_年少 ・特定寄附金 ・震災関連寄附金 ・特定震災指定寄附金 ・認定NPO寄附金
・寄附金税額控除 ・金額予備項目11 ・金額予備項目12 ・金額予備項目13 ・金額予備項目14 ・金額予備項目15
・新生命保険_支払額 ・新生命保険_個人年金 ・生命保険_介護医療 ・配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分
・定額減税 ・市_定額減税額 ・県_定額減税額 ・市_定額減税前_所得割 ・県_定額減税前_所得割 ・定額減税不足額
・内)国外居住人数 ・定額減税用__併徴フラグ ・定額減税用__全体分定額減税額 ・所得税 定額減税額(入力値)
・所得税 定額減税額(計算値) ・所得税 定額減税不足額(入力値) ・所得税 定額減税不足額(計算値)
・所得税 定額減税対象人数 ・金額予備項目28 ・金額予備項目29 ・金額予備項目30

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
市県民税ファイル/納税管理人ファイル/収納消込ファイル/宛名管理ファイル/確定申告支援ファイル/eLTAXファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	○書面様式の記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにしている。 ○窓口において必要な者からのみ本人確認情報の提示を求め、必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう確認している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3．特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	○特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。 ○適切な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要がない業務（機能）からのアクセスについては、個人番号を画面表示しない設計としている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・業務系端末へのアクセスは、職員ごとに認証を行っている。 ・職員ごとに業務利用権限が設定されており、権限外の業務の機能へはアクセスできない。
その他の措置の内容	・アクセス権の付与・変更についてはシステム管理部門が一括管理している。 ・異動等で職員の所属が変わる際には、所属情報を変更することでアクセス権限が変更される。 ・個別にアクセス権限を設定する際には、業務上必要なアクセス権の詳細を判断したうえで付与する。不要となった業務分についてはアクセス権を停止させる。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない ・端末のディスプレイを、来庁者から見えにくい位置に置くとともにスクリーンフィルターを活用。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　　4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、発注者の承認を必要とし、再委託先にも委託先と同等の責任を負わせることとしている	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1) 定めている　　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報データ抽出は、特定個人情報を含むすべての個人情報について情報資産利用申請書により、利用目的、抽出項目等を明らかにしたうえで、当該情報資産を管理する課等の長の承認を得た場合のみ利用（提供・移転）を認めている。	
その他の措置の内容	システムを利用した個人情報の移転については、利用可能部署にのみアクセス権限を付与している。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・端末及びシステム操作時にログイン認証を必要としており、アクセス権限を有する職員以外が操作できない設定になっている。 ・操作履歴は全て記録されており、操作者及び操作内容について把握するとともに不適切な操作を抑止している。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・端末及びシステム操作時にログイン認証を必要としており、アクセス権限を有する職員以外が操作できない設定になっている。 ・操作履歴は全て記録されており、操作者及び操作内容について把握するとともに不適切な操作を抑止している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムの照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・端末及びシステム操作時にはログイン認証を必要としており、権限を持った職員以外は操作できない。 ・特定個人情報を扱う端末にはパスワード付のスクリーンセーバーを設定している。 ・電子計算機の盗難を防ぐため、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所については施錠、入室管理を行い、監視カメラを設置している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、電子計算機を無停電電源装置に接続している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設内に消化設備を設置している。 ・ネットワークを通して悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的に最新パッチを適用している。 ・紙ベース資料の保管・廃棄を徹底する。 ・西条市情報セキュリティポリシーを順守する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	○職場内研修の実施 ○管理監督者による教育・指導 ○セキュリティ管理部門による自主点検の実施	

10. その他のリスク対策

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所総務部総務課
②請求方法	
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所財務部課税課、徴収課
②対応方法	受付簿を備え付け、対応経過・結果を記録する。

Ⅴ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月1日
②しきい値判断結果	［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2．国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3．第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明